

2023年JAF国内競技車両規則 第2編ラリー車両規定

※下線部分：変更箇所

2023年規定	2022年規定
<p style="text-align: center;">第1章 一般規定</p> <p>第1条 総則</p> <p>本規定に定める車両は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）（以下「保安基準」という）に適合し、公道を走行するにたりる条件を満たしていなければならない。</p> <p>車両の部品を変更または交換したり新たな部品を装着し使用する場合には、車両の使用者の責任において上記の保安基準に適合させるとともに、常にその適合状態を維持しなければならない。</p> <p>完全なオープン車体構造の車両は、ハードトップを装着しなければならない。また、コンバーティブル車体構造の車両（開閉または脱着可能な屋根を備えた車両）についても、オープン車体構造の車両に準じた措置をとらなければならない。</p> <p>なお、本規定は国内規定であり、国際格式ラリーの参加車両についてはFIA規則に従うこと。第2条2.1)に定義されるラリーRRN車両以外のFIA公認車両および国際モータースポーツ競技規則付則J項2.5.2条および2.5.3条の安全要件・一般事項等に基づくASN公認または承認車両が国内格式ラリーに参加が許される場合、法令、競技会特別規則等により特に制限のない限り、国際モータースポーツ競技規則付則J項が適用される。</p> <p>第2条 [略]</p> <p>第3条 車両の公認、登録および型式に関する定義</p> <p>3.1) 公認</p> <p>グループA/R/N/Tの公認とは、あるモデルの生産台数が、当該年FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項に分類される量産条件に達したことをFIAが公式に証明することをいう。公認申請は、JAFによってFIAに提出され、公認はFIAの規則に基づいて行われる。</p> <p>公認は前年の1月1日時点で生産継続中であるモデル、または前年の1月1日</p>	<p style="text-align: center;">第1章 一般規定</p> <p>第1条 総則</p> <p>本規定に定める車両は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）（以下「保安基準」という）に適合し、公道を走行するにたりる条件を満たしていなければならない。</p> <p>車両の部品を変更または交換したり新たな部品を装着し使用する場合には、車両の使用者の責任において上記の保安基準に適合させるとともに、常にその適合状態を維持しなければならない。</p> <p>完全なオープン車体構造の車両は、ハードトップを装着しなければならない。また、コンバーティブル車体構造の車両（開閉または脱着可能な屋根を備えた車両）についても、オープン車体構造の車両に準じた措置をとらなければならない。</p> <p>なお、本規定は国内規定であり、国際格式ラリーの参加車両についてはFIA規則に従うこと。第2条2.1)に定義されるラリーRRN車両以外のFIA公認車両が国内格式ラリーに参加が許される場合、法令、競技会特別規則等により特に制限のない限り、国際モータースポーツ競技規則付則J項が適用される。</p> <p>第2条 [略]</p> <p>第3条 車両の公認、登録および型式に関する定義</p> <p>3.1) 公認</p> <p>グループA/R/Nの公認とは、あるモデルの生産台数が、当該年FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項に分類される量産条件に達したことをFIAが公式に証明することをいう。公認申請は、JAFによってFIAに提出され、公認はFIAの規則に基づいて行われる。</p> <p>公認は前年の1月1日時点で生産継続中であるモデル、または前年の1月1日</p>

<p>以降に生産を開始したモデルにのみ与えられる。 3.2)～3.4) [略]</p> <p>第4条～第7条 [略]</p> <p>第8条 燃料 8.1)～8.3) [略] 8.4) <u>第4編に定める燃料の使用</u> 第4編カーボンニュートラルに関する共通規定に合致する燃料について、日本国内での使用に係る関係法令等（道路運送車両の保安基準、揮発油等の品質確保等に関する法律、等）に準拠するものであれば、オーガナイザーは特別規則にてその使用を規定することができる。</p> <p>第9条 最低重量 各車両の最低重量は下記の通りとし、競技中いかなる時でもこの値以上の重量を有していなくてはならない。 9.1) [略] 9.2) R J 車両、R P N 車両、R F 車両およびA E 車両についてはカタログに記載された車両重量から当該車両の燃料タンク容量に比重0.74を乗じた値(小数点以下切り捨て)を減じた値とする。 同一車両型式に複数の車両重量が設定されている場合は、その最小値を当該車両の車両重量として適用する。また、同一車両型式に過給器付きと過給器なしの両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値を適用する。</p>	<p>以降に生産を開始したモデルにのみ与えられる。 3.2)～3.4) [略]</p> <p>第4条～第7条 [略]</p> <p>第8条 燃料 8.1)～8.3) [略] 8.4) <u>F I Aが定める燃料の使用</u> <u>2022年F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第252条第9項～同9.4.1)</u>に合致する燃料について、日本国内での使用に係る関係法令等（道路運送車両の保安基準、揮発油等の品質確保等に関する法律、等）に準拠するものであれば、オーガナイザーは特別規則にてその使用を規定することができる。</p> <p>第9条 最低重量 各車両の最低重量は下記の通りとし、競技中いかなる時でもこの値以上の重量を有していなくてはならない。 9.1) [略] 9.2) R J 車両、R P N 車両、R F 車両およびA E 車両についてはカタログに記載された車両重量から当該車両の燃料タンク容量に比重0.74を乗じた値(小数点以下切り捨て)を減じ、<u>これに安全装備（ロールケージ等）の重量として35kgを加えた値とする。</u> 同一車両型式に複数の車両重量が設定されている場合は、その最小値を当該車両の車両重量として適用する。また、同一車両型式に過給器付きと過給器なしの両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値を適用する。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 安全規定</p> <p>第1条 [略]</p> <p>第2条 安全ベルト メーカーラインオフ時に装備されている安全ベルト（3点式等）に加え、4点式以上の安全ベルト（F I A公認安全ベルトの使用を強く推奨する。）を装備する</p>	<p style="text-align: center;">第2章 安全規定</p> <p>第1条 [略]</p> <p>第2条 安全ベルト メーカーラインオフ時に装備されている安全ベルト（3点式等）に加え、4点式以上の安全ベルト（F I A公認安全ベルトの使用を強く推奨する。）を装備する</p>

ことを強く推奨する。なお、ラリー競技開催規定における第2種アベレージラリー競技開催規定における第4条3に該当する区間が設定されている場合、およびスペシャルステージラリー競技開催規定に従った競技会に参加する場合は、当該規定に従うこと。

装備する場合、下記条件に従わなければならない。

- ①追加装備する安全ベルトはワンタッチ式フルハーネスタイプ（4点式以上）とし、第5編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」または第5編細則「レース競技における安全ベルトに関する細則」またはF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条安全装置第6項「安全ベルト」のいずれかに従うこと。F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条に定められた取り付け方法も可（第2-3図～第2-5図参照）。



- ②～③ [略]

④競技中に4点式以上の安全ベルトを装着する場合には、乗車人員は2名とすること。

- ⑤ [略]

第3条 消火装置

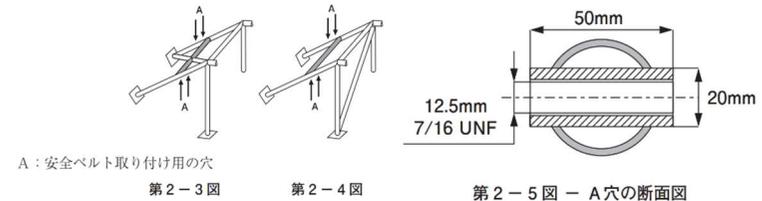
手動消火器または自動消火装置を装備することを強く推奨する。なお、ラリー競技開催規定における第2種アベレージラリー競技開催規定における第4条3に該当する区間、およびスペシャルステージラリー競技開催規定に従った競技会に参加する場合は、当該規定に従うこと。これらの消火装置はF I Aの認定を受けたものであることが望ましく、装着する場合は下記条件に従わなければならない。

- 3.1) ～3.2.6) [略]

ことを強く推奨する。なお、ラリー競技開催規定における第2種アベレージラリー競技開催規定における第4条3に該当する区間ならびにスペシャルステージが設定されている場合、およびスペシャルステージラリー競技開催規定に従った競技会に参加する場合は、当該規定に従うこと。

装備する場合、下記条件に従わなければならない。

- ①追加装備する安全ベルトはワンタッチ式フルハーネスタイプとし、第4編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」または第4編細則「レース競技における安全ベルトに関する細則」またはF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条安全装置第6項「安全ベルト」のいずれかに従うこと。F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条に定められた取り付け方法も可（第2-3図～第2-5図参照）。



- ②～③ [略]

④競技中に4点式以上の安全ベルトを装着する場合には、乗車定員は2名とすること。

- ⑤ [略]

第3条 消火装置

手動消火器または自動消火装置を装備することを強く推奨する。なお、ラリー競技開催規定における第2種アベレージラリー競技開催規定における第4条3に該当する区間ならびにスペシャルステージが設定されている場合、およびスペシャルステージラリー競技開催規定に従った競技会に参加する場合は、当該規定に従うこと。これらの消火装置はF I Aの認定を受けたものであることが望ましく、装着する場合は下記条件に従わなければならない。

- 3.1) ～3.2.6) [略]

第4条 ロールケージ

4.1) [略]

4.2) R J車両は、J A F国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定に従ったロールケージを装着し、かつ運転席および助手席側に左右対称に構成されたドアバーの装着が義務付けられる。また、同規定におけるルーフの補強に関する第4-17A図および第4-17B図の構成は認められない。第1編レース車両規定第4章6.3.2.1.4)については適用せず、推奨とする。

なお、F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第8項1およびJ A F国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定第6条6.1)規定〈注〉については適用せず、推奨とする。

〈注：コクピット内部において、車体側面の部材とロールケージの間に電気ケーブル/液体（ウインドウォッシャー液を除く）用配管/消火器用配管を通すこと〉

F I AまたはA S Nによって公認されたロールケージの使用は許されるが、アルミニウム製ロールケージの使用は許されない。公認ロールケージに対する改造はいかなるものでも認められない。

ロールケージの材質はスチールとし、下記の規定に従うこと。

4.3) [略]

4.4) R P N車両、R F車両およびA E車両は、下記のロールケージを装着すること。

4.4.1) ~4.4.3) [略]

4.4.4) 車体への取り付け

ロールケージの最少取り付け点数 [略]

①~③ (略)

④R P N車両およびA E車両のロールバーの基本取付け部の車体への取り付けは、原則として連結部を含めボルトオンとする。但し、溶接により取付する場合は、J A F国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定に従ったロールケージを装着し、かつ運転席および助手席側に左右対称に構成されたドアバーの装着が義務付けられる。また、同規定におけるルーフの補強に関する第4-17A図および第4-17B図の構成は認められない。第1編レース車両規定第4章6.3.2.1.4)に

第4条 ロールケージ

4.1) [略]

4.2) R J車両は、J A F国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定に従ったロールケージを装着し、かつ運転席および助手席側に左右対称に構成されたドアバーの装着が義務付けられる。また、同規定におけるルーフの補強に関する第4-17A図および第4-17B図の構成は認められない。

なお、F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第8項1およびJ A F国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定第6条6.1)規定〈注〉については適用せず、推奨とする。

〈注：コクピット内部において、車体側面の部材とロールケージの間に電気ケーブル/液体（ウインドウォッシャー液を除く）用配管/消火器用配管を通すこと〉

F I AまたはA S Nによって公認されたロールケージの使用は許されるが、アルミニウム製ロールケージの使用は許されない。公認ロールケージに対する改造はいかなるものでも認められない。

ロールケージの材質はスチールとし、下記の規定に従うこと。

4.3) [略]

4.4) R P N車両、R F車両およびA E車両は、下記のロールケージを装着すること。

4.4.1) ~4.4.3) [略]

4.4.4) 車体への取り付け

ロールケージの最少取り付け点数 [略]

①~③ (略)

④R P N車両およびA E車両のロールバーの基本取付け部の車体への取り付けは、連結部を含めボルトオンのみとする。

<p>については適用せず、推奨とする。</p> <p>i) メインロールバーはセンターピラーにボルトオンで取り付けることができる。</p> <p>ii) ピラーの既存の取付部（シートベルト等）等を利用したボルトによる取付のみが認められる（車体側の加工は出来ない）</p> <p>iii) ロールバーにステーを溶接することは認められる。</p> <p>4.4.5) [略]</p> <p>第5条～第7条 [略]</p>	<p>i) メインロールバーはセンターピラーにボルトオンで取り付けることができる。</p> <p>ii) ピラーの既存の取付部（シートベルト等）等を利用したボルトによる取付のみが認められる（車体側の加工は出来ない）</p> <p>iii) ロールバーにステーを溶接することは認められる。</p> <p>4.4.5) [略]</p> <p>第5条～第7条 [略]</p>
<p style="text-align: center;">第3章 RRN車両用改造規定</p> <p>第1条～第2条 [略]</p> <p>第3条 エンジン</p> <p>3.1)～3.12) [略]</p> <p>3.13) 排気系（エキゾーストマニホールドは含まれない）</p> <p>変更は許されるが、下記の規定を満たしていなければならない。変更する場合、<u>第5編細則「ラリー車両およびスピードSA車両の後付マフラーに関する細則」</u>に留意すること。なお、オーガナイザーは当該競技会特別規則に規定することによって、音量を規制することができる（マフラーおよび排気管の変更について制限することも含む）。</p> <p>3.14)～3.17) [略]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>第5条 サスペンション</p> <p>ブラケットを含むサスペンション部品の補強は同一材質で且つ当初の形状に沿っていることを条件に許される。</p> <p>5.1)～5.2) [略]</p> <p>5.3) ショックアブソーバー</p> <p>数、形式、作動原理、取り付け位置を保持していれば変更は自由。サスペンシ</p>	<p style="text-align: center;">第3章 RRN車両用改造規定</p> <p>第1条～第2条 [略]</p> <p>第3条 エンジン</p> <p>3.1)～3.12) [略]</p> <p>3.13) 排気系（エキゾーストマニホールドは含まれない）</p> <p>変更は許されるが、下記の規定を満たしていなければならない。変更する場合、<u>第4編細則「ラリー車両およびスピードSA車両の後付マフラーに関する細則」</u>に留意すること。なお、オーガナイザーは当該競技会特別規則に規定することによって、音量を規制することができる（マフラーおよび排気管の変更について制限することも含む）。</p> <p>3.14)～3.17) [略]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>第5条 サスペンション</p> <p>ブラケットを含むサスペンション部品の補強は同一材質で且つ当初の形状に沿っていることを条件に許される。</p> <p>5.1)～5.2) [略]</p> <p>5.3) ショックアブソーバー</p> <p>数、形式、作動原理、取り付け位置を保持していれば変更は自由。サスペンシ</p>

ョンに組み合わされるショックアブソーバーのアップーマウントをピロボール式に変更することは、取り付け部を含む車体側に一切の変更を施さないことを条件に認められる(キャンバー角度等の調整機能を有していても良い)。またリザーバータンクは独立式でもよい。車室内からショックアブソーバーの遠隔操作による減衰力を調整する装置を取り付けることは認められない。

5.4)～5.6) [略]

第6条～第8条 [略]

第9条 車体

9.1) 外観

9.1.1)～9.1.4) [略]

9.1.5) 空力装置については純正装着のものを取り外すことは許される。また交換、追加することも許されるが、その場合は公認書およびカタログに記載されているものを強く推奨される。また、第5編細則「アクセサリ等の自動車部品」の1に該当する部品については、取り付けが堅牢であることを含み、同細則「エア・スポイラの構造基準」に合致しているものであれば装着が認められる。

9.1.6)～9.5.3) [略]

9.5.4) マフラーの補強は脱落防止及び破損防止を目的としたものであれば許される。

第10条 電気系統

10.1) [略]

10.2) 灯火

10.2.1) 前照灯

走行用前照灯(ハイビーム)は公道走行要件を満たすことを条件に追加、変更が認められる。ただし、乗用車の外部突起に係る協定規則第26号に適合していること。

10.2.2)～10.2.3) [略]

第11条～第12条 [略]

ョンに組み合わされるショックアブソーバーのアップーマウントをピロボール式に変更することは、取り付け部を含む車体側に一切の変更を施さないことを条件に認められる(キャンバー角度等の調整機能を有していても良い)。またリザーバータンクは独立式でもよい。車室内からショックアブソーバーの減衰力を調整する装置を取り付けることは認められない。

5.4)～5.6) [略]

第6条～第8条 [略]

第9条 車体

9.1) 外観

9.1.1)～9.1.4) [略]

9.1.5) 空力装置については純正装着のものを取り外すことは許される。また交換、追加することも許されるが、その場合は公認書およびカタログに記載されているものを強く推奨される。また、第4編細則「アクセサリ等の自動車部品」の1に該当する部品については、取り付けが堅牢であることを含み、同細則「エア・スポイラの構造基準」に合致しているものであれば装着が認められる。

9.1.6)～9.5.3) [略]

9.5.4) マフラーの補強は脱落防止を目的としたものであれば許される。

第10条 電気系統

10.1) [略]

10.2) 灯火

10.2.1) 前照灯

走行用前照灯(ハイビーム)は公道走行要件を満たすことを条件に追加、変更が認められる。

10.2.2)～10.2.3) [略]

第11条～第12条 [略]

第4章 RJ車両用改造規定

第1条～第2条 [略]

第3条 エンジン

3.1)～3.11) [略]

3.12) マウント・ブッシュ

エンジンおよびトランスミッションマウントのブッシュは、取り付け点の数を維持し、取り付けマウントの部材は、材質および形状の変更を含み加工および変更することが出来る。

3.13) 排気系（エキゾーストマニホールドは含まれない）

変更は許されるが、下記の規定を満たしていなければならない。変更する場合、第5編細則「ラリー車両およびスピードSA車両の後付マフラーに関する細則」に留意すること。なお、オーガナイザーは当該競技会特別規則に規定することによって、音量を規制することができる（マフラーおよび排気管の変更について制限することも含む）。

3.14)～3.16) [略]

3.17) 過給器

過給器付きエンジンについては下記の規定が適用される。

①～④ [略]

⑤～⑥ [略]

⑦リストリクターの取り付けについてはFIA国際モータースポーツ競技規則付則J項第254条第6項に準拠するものとし、その取り付けに必要なコンプレッサーハウジングへの最小限の加工は認められる。また、リストリクター取り付けに伴う最小限の部品の変更は認める。

第4条 駆動系統

4.1)～4.2) [略]

4.3) クラッチ

ディスク、カバー、スプリング、カラー、メインドライブシャフトフロントカ

第4章 RJ車両用改造規定

第1条～第2条 [略]

第3条 エンジン

3.1)～3.11) [略]

3.12) マウント・ブッシュ

エンジンおよびトランスミッションマウントのブッシュは、取り付け点の数を維持し、取り付けマウントのラバー部材は、材質および形状の変更を含み加工および変更することが出来る。

3.13) 排気系（エキゾーストマニホールドは含まれない）

変更は許されるが、下記の規定を満たしていなければならない。変更する場合、第4編細則「ラリー車両およびスピードSA車両の後付マフラーに関する細則」に留意すること。なお、オーガナイザーは当該競技会特別規則に規定することによって、音量を規制することができる（マフラーおよび排気管の変更について制限することも含む）。

3.14)～3.16) [略]

3.17) 過給器

過給器付きエンジンについては下記の規定が適用される。

①～④ [略]

⑤ディーゼルエンジンのリストリクターは、最大内径35mm、外径41mmとする。

⑥～⑦ [略]

⑦リストリクターの取り付けについてはFIA国際モータースポーツ競技規則付則J項第254条第6項に準拠するものとし、その取り付けに必要なコンプレッサーハウジングへの最小限の加工は認められる。

第4条 駆動系統

4.1)～4.2) [略]

4.3) クラッチ

ディスク、カバー、スプリング、カラー、メインドライブシャフトフロントカ

バー、クラッチリリースシリンダーおよびベアリングを変更することが出来る。
ただし、カーボン製の使用は許されない。

機械式クラッチを電磁式クラッチに、電磁式クラッチを機械式クラッチに変更することは認められない。

4.4) ~ 4.7) [略]

第5条 サスペンション

ブラケットを含むサスペンション部品の補強は同一材質で且つ当初の形状に沿っていることを条件に許される。

5.1) ~ 5.2) [略]

5.3) ショックアブソーバー

数、形式、作動原理、取り付け位置を保持していれば変更は自由。サスペンションに組み合わされるショックアブソーバーのアップーマウントをピロボール式に変更することは、取り付け部を含む車体側に一切の変更を施さないことを条件に認められる(キャンバー角度等の調整機能を有していても良い)。またリザーバータンクは独立式でもよい。車室内から遠隔操作によるショックアブソーバーの減衰力を調整する装置を取り付けることは認められない。

5.4) ~ 5.6) [略]

第6条 [略]

第7条 制動装置

7.1) [略]

7.2) ハンドブレーキ

レバーの改造は許されるが、当初の取り付け位置および機能を維持し、駐車ブレーキは主ブレーキとは独立した系統でなければならない。油圧式ハンドブレーキの追加取り付けも認められる。

第8条 [略]

第9条 車体

9.1) 外観

バー、クラッチリリースシリンダーおよびベアリングを変更することが出来る。
ただし、数および直径の変更、ならびにカーボン製の使用は許されない。

機械式クラッチを電磁式クラッチに、電磁式クラッチを機械式クラッチに変更することは認められない。

4.4) ~ 4.7) [略]

第5条 サスペンション

ブラケットを含むサスペンション部品の補強は同一材質で且つ当初の形状に沿っていることを条件に許される。

5.1) ~ 5.2) [略]

5.3) ショックアブソーバー

数、形式、作動原理、取り付け位置を保持していれば変更は自由。サスペンションに組み合わされるショックアブソーバーのアップーマウントをピロボール式に変更することは、取り付け部を含む車体側に一切の変更を施さないことを条件に認められる(キャンバー角度等の調整機能を有していても良い)。またリザーバータンクは独立式でもよい。車室内からショックアブソーバーの減衰力を調整する装置を取り付けることは認められない。

5.4) ~ 5.6) [略]

第6条 [略]

第7条 制動装置

7.1) [略]

7.2) ハンドブレーキ

レバーの改造は許されるが、当初の取り付け位置および機能を維持していなければならない。油圧式ハンドブレーキの追加取り付けも認められる。

第8条 [略]

第9条 車体

9.1) 外観

<p>9.1.1)～9.1.4) [略]</p> <p>9.1.5) 空力装置については純正装着のものを取り外すことは許される。また交換、追加することも許されるが、その場合は公認書およびカタログに記載されているものを強く推奨される。また、第5編細則「アクセサリー等の自動車部品」の1に該当する部品については、取り付けが堅牢であることを含み、同細則「エア・スポイラの構造基準」に合致しているものであれば装着が認められる。</p> <p>9.2)～9.5.3) [略]</p> <p>9.5.4) マフラーの補強は脱落防止、破損防止を目的としたものであれば許される。</p> <p>第10条 電気系統</p> <p>10.1) [略]</p> <p>10.2) 灯火</p> <p>10.2.1) 前照灯</p> <p>走行用前照灯（ハイビーム）は公道走行要件を満たすことを条件に追加、変更が認められる。<u>ただし、乗用車の外部突起に係る協定規則第26号に適合していること。</u></p> <p>10.2.2)～10.2.3) [略]</p> <p>第11条～第12条 [略]</p>	<p>9.1.1)～9.1.4) [略]</p> <p>9.1.5) 空力装置については純正装着のものを取り外すことは許される。また交換、追加することも許されるが、その場合は公認書およびカタログに記載されているものを強く推奨される。また、第4編細則「アクセサリー等の自動車部品」の1に該当する部品については、取り付けが堅牢であることを含み、同細則「エア・スポイラの構造基準」に合致しているものであれば装着が認められる。</p> <p>9.2)～9.5.3) [略]</p> <p>9.5.4) マフラーの補強は脱落防止を目的としたものであれば許される。</p> <p>第10条 電気系統</p> <p>10.1) [略]</p> <p>10.2) 灯火</p> <p>10.2.1) 前照灯</p> <p>走行用前照灯（ハイビーム）は公道走行要件を満たすことを条件に追加、変更が認められる。</p> <p>10.2.2)～10.2.3) [略]</p> <p>第11条～第12条 [略]</p>
<p style="text-align: center;">第5章 RPN車両用改造規定</p> <p>第1条 一般改造規定</p> <p>第1章一般規定、第2章の安全規定および本章の一般改造規定で課せられている以外、すべての改造は禁止される。車両の構成要素は当初の機能を保持しなければならない。本規定によって許可されていないすべての改造は、明確に禁止される。</p> <p><u>JAF登録車両と同一車両型式に設定されている純正部品およびメーカーオプションで、改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば使用が認められるが、改造の範囲や許可される取付けは下記（第2条～第9条）に規定される。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 RPN車両用改造規定</p> <p>第1条 一般改造規定</p> <p>第1章一般規定、第2章の安全規定および本章の一般改造規定で課せられている以外、すべての改造は禁止される。車両の構成要素は当初の機能を保持しなければならない。本規定によって許可されていないすべての改造は、明確に禁止される。</p> <p>改造の範囲や許可される取付けは下記（第2条～第9条）に規定される。</p>

第2条 エンジン

2.1) エンジンマウント：エンジンおよびギアボックスの取付けマウントの部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。

2.2) ～2.4) [略]

第3条 シャシー

3.1) [略]

3.2) ラバーマウントおよびブッシュ：ラバーブッシュは材質の変更が無いことを条件に硬度、形状の変更が許される。ただし、マフラーマウント（取付具）を除き、取付軸は変更しないこと。

第4条～第7条 [略]

第8条 車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない第5編細則に定める「アクセサリー等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

8.1) 車体外部

8.1.1) 空力装置

第5編細則「アクセサリー等の自動車部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

①～③ [略]

④第5編細則に定める「エア・スポイラの構造基準」を参照すること。

また、内部構造が剥き出しにならないことを条件にフロント・リアスポイラー、サイドスカート（フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分）およびリアスカートの部品を取外すことができる。

8.1.2) ～8.3.3) [略]

8.3.4) マフラーの補強は脱落防止、破損防止を目的としたものであれば許される

第2条 エンジン

2.1) エンジンマウント：エンジンおよびギアボックスの取付けマウントのラバー部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。

2.2) ～2.4) [略]

第3条 シャシー

3.1) [略]

3.2) ラバーマウントおよびブッシュ：ラバーブッシュは材質の変更が無いことを条件に硬度の変更が許される。ただし、マフラーマウント（取付具）を除き、取付軸は変更しないこと。

第4条～第7条 [略]

第8条 車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない第4編細則に定める「アクセサリー等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

8.1) 車体外部

8.1.1) 空力装置

第4編細則「アクセサリー等の自動車部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

①～③ [略]

④第4編細則に定める「エア・スポイラの構造基準」を参照すること。

また、内部構造が剥き出しにならないことを条件にフロント・リアスポイラー、サイドスカート（フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分）およびリアスカートの部品を取外すことができる。

8.1.2) ～8.3.3) [略]

8.3.4) マフラーの補強は脱落防止を目的としたものであれば許される。

<p>第9条 電気系統 9.1) 灯火 9.1.1) 前照灯 <u>走行用前照灯（ハイビーム）は公道走行要件を満たすことを条件に追加、変更が認められる。ただし、乗用車の外部突起に係る協定期則第26号に適合していること。</u> 9.1.2) [略]</p>	<p>第9条 電気系統 9.1) 灯火 9.1.1) [略]</p>
<p style="text-align: center;">第6章 AE車両用改造規定</p> <p>第1条 一般改造規定 第1章一般規定、第2章の安全規定および本章の一般改造規定で課せられている以外、すべての改造は禁止される。車両の構成要素は当初の機能を保持しなければならない。本規定によって許可されていないすべての改造は、明確に禁止される。 <u>JAF登録車両と同一車両型式に設定されている純正部品およびメーカーオプションで、改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば使用が認められるが、改造の範囲や許可される取付けは下記（第2条～第9条）に規定される。</u></p> <p>第2条 電気モーター、エンジン 2.1) 電気モーターおよびエンジンのマウント：電気モーター、エンジンおよびミッションの取付けマウントの部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。 2.2) ～2.4) [略]</p> <p>第3条～第7条 [略]</p> <p>第8条 車体 8.1) 車体外部 8.1.1) 空力装置 <u>第5編細則「アクセサリ等の自動車部品」に示された空気流を調整するため</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 AE車両用改造規定</p> <p>第1条 一般改造規定 第1章一般規定、第2章の安全規定および本章の一般改造規定で課せられている以外、すべての改造は禁止される。車両の構成要素は当初の機能を保持しなければならない。本規定によって許可されていないすべての改造は、明確に禁止される。 改造の範囲や許可される取付けは下記（第2条～第9条）に規定される。</p> <p>第2条 電気モーター、エンジン 2.1) 電気モーターおよびエンジンのマウント：電気モーター、エンジンおよびミッションの取付けマウントの<u>ラバー</u>部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。 2.2) ～2.4) [略]</p> <p>第3条～第7条 [略]</p> <p>第8条 車体 8.1) 車体外部 8.1.1) 空力装置 <u>第4編細則「アクセサリ等の自動車部品」に示された空気流を調整するため</u></p>

<p>の前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④第5編細則に定める「エア・スポイラの構造基準」を参照すること。</p> <p>また、内部構造が剥き出しにならないことを条件にフロント・リアスポイラー、サイドスカート（フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分）およびリアスカートの部品を取外すことができる。</p> <p>8.1.2)～8.3.3) (略)</p> <p>8.3.4) マフラーの補強は脱落防止、<u>破損防止</u>を目的としたものであれば許される。</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>の前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④第4編細則に定める「エア・スポイラの構造基準」を参照すること。</p> <p>また、内部構造が剥き出しにならないことを条件にフロント・リアスポイラー、サイドスカート（フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分）およびリアスカートの部品を取外すことができる。</p> <p>8.1.2)～8.3.3) (略)</p> <p>8.3.4) マフラーの補強は脱落防止を目的としたものであれば許される。</p> <p>第9条 (略)</p>
<p style="text-align: center;">第7章 RF車両用改造規定</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 排気系</p> <p>3.1) 排気系（エキゾーストマニホールドを含む）の変更は許されるが、下記の規定を満たしていなければならない。変更する場合、第5編細則「ラリー車両およびスピードSA車両の後付マフラーに関する細則」に留意すること。なお、オーガナイザーは当該競技会特別規則に規定することによって、音量を規制することができる（マフラーおよび排気管の変更について制限することも含む）。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">第7章 RF車両用改造規定</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 排気系</p> <p>3.1) 排気系（エキゾーストマニホールドを含む）の変更は許されるが、下記の規定を満たしていなければならない。変更する場合、第4編細則「ラリー車両およびスピードSA車両の後付マフラーに関する細則」に留意すること。なお、オーガナイザーは当該競技会特別規則に規定することによって、音量を規制することができる（マフラーおよび排気管の変更について制限することも含む）。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>